

農業委員会名簿

出欠席	役 職	氏 名	備 考
出席	会 長	日 永 熙	
出席	副 会 長 (職務代理者)	加 藤 武 男	
出席	副 会 長	三 輪 義 治	
出席	副 会 長	山 田 岩 夫	
出席	委 員	前 野 晃	
出席	委 員	川 口 高 志	
出席	委 員	水 谷 敏 信	
出席	委 員	渥 美 誠	
出席	委 員	水 谷 怜	
出席	委 員	戸 谷 静 治	
出席	委 員	毎 田 勝 敏	
出席	委 員	杉 村 義 仁	
出席	委 員	佐 藤 信 之	
出席	委 員	水 谷 隆	
出席	委 員	川 村 勝 美	
出席	委 員	近 藤 豊	
出席	委 員	中 野 俊 郎	
出席	委 員	飯 田 喜美子	

出欠席	役職	氏名	備考
出席	委員	伊藤定廣	
出席	委員	青木茂	
出席	委員	吉川広	
出席	委員	高木俊彦	
出席	委員	堀田秀志	
出席	委員	服部一美	
出席	委員	福田和雄	
出席	委員	石原温	
出席	委員	山岡幹雄	
出席	委員	堀田喜代春	
出席	委員	橋本三博	
出席	委員	大野泰弘	
出席	委員	加藤和子	
出席	委員	鈴木義英	
出席	委員	芳川照明	
出席	委員	飯田英雄	
出席	委員	濱田恒雄	
出席	委員	松永富士男	
出席	委員	山田宗一	

事務局出席者

氏 名	氏 名
経済課長（事務局長）	飯 谷 幸 良
課長補佐（事務担当）	渡 辺 弘 康
主 任（事務担当）	石 垣 至 朗

発言者	内 容
	<p>1．開催日時 平成25年3月21日(木) 午前9時00分から午前9時41分</p> <p>2．開催場所 立田庁舎 3階 第一会議室</p> <p>3．出席委員(37人)別紙のとおり</p> <p>4．欠席委員( 0人)別紙のとおり</p> <p>5．議事日程</p> <p>日程第 1 議事録署名委員の指名</p> <p>日程第 2 議案第36号 農地法第3条の規定による許可申請</p> <p>日程第 3 議案第37号 農地法第4条の規定による許可申請</p> <p>日程第 4 議案第38号 農地法第5条の規定による許可申請</p> <p>日程第 5 議案第39号 贈与税の納税猶予に関する適格者証明願</p> <p>日程第 6 決定第13号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について</p> <p>日程第 7 専 決 報 告 農地法第3条の3第1項の規定による届出</p> <p>日程第 8 専 決 報 告 農地法第4条第1項第8号の規定による届出</p> <p>日程第 9 報 告 農地法第18条第6項の規定による通知</p> <p>日程第10 報 告 農地改良届出書</p> <p>日程第11 そ の 他</p> <p>6．農業委員会事務局職員 ( 3人)別紙のとおり</p> <p>7．本委員会の書記は、課長補佐 渡辺弘康 である。</p> <p>8．会議の概要</p> <p>開会(午前9時00分)</p>
事務局長	<p>定刻となりましたので、平成25年3月農業委員会定例会を始めさせていただきます。</p> <p>それでは、議事の進行は、愛西市農業委員会総会規則第5条により日永会長さんをお願いします。</p> <p>会長さん宜しくをお願いします。</p>
会長	<p>《会長あいさつ》</p>

それでは、本日の出席者数は37名中37名の出席をいただいておりますので、只今より3月定例農業委員会を開会します。

審議に入ります前に、日程第1、本日の議事録署名者を私より指名致します。ご異議ありませんか。

《異議なしの声》

それでは、

議席番号5番 水谷 怜 委員

議席番号6番 戸谷 静治 委員

を指名しますので宜しくお願いします。

それでは只今より、議事日程に基づき議案審議に入らせていただきます。

議案第36号	農地法第3条の規定による許可申請	11件
議案第37号	農地法第4条の規定による許可申請	1件
議案第38号	農地法第5条の規定による許可申請	9件
議案第39号	贈与税の納税猶予に関する適格者証明願	1件
決定第13号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について	22件
専決報告	農地法第3条の3第1項の規定による届出	6件
専決報告	農地法第4条第1項第8号の規定による届出	1件
報告	農地法第18条第6項の規定による通知	4件
報告	農地改良届出書	2件

それでは、議案第36号 農地法第3条の規定による許可申請について審議を申し上げますが、議案番号6番及び7番については議席番号8番委員が総会規則第17条の「議事参与の制限」に該当しますので、6番及び7番を除く議案より審議をお願いします。

では、事務局より説明をお願いします。

事務局

《事務局説明》(6番及び7番を除く9件の譲渡人住所氏名・譲受人住所氏名・申請地の所在・地目・面積、権利の内容、申請理由を朗読)

4番につきましては申請内容が買受適格時と同様でございましたので2月28日付にて許可処理を行いました。

なお、9番につきましては受人が新規就農者となります。通常新規就農者は農業委員会にて面接を行っていますが、この受人につきましては県普及課が本年2月に同様の審査を行っており、農業委員会の事前審査は行いませんでしたので、ここで普及課の審査内容の報告をさせていただきます。氏名、昭和年月日生まれ、歳。就農における背景は祖父がイチゴ農家であったことから、幼少の頃より農作物の収穫、選果作業及び施設管理を手伝っており、

平成23年4月に会社を退職した後から、祖父の農業を手伝い、さらに石田町イチゴ生産農家にてイチゴ生産研修を受ける等、就農の準備を進めております。ちなみに祖父は山路町の 氏でございます。農業に関しては平成23年5月から平成24年1月まで祖父の農業の手伝いをしており、研修に関しては平成24年2月から平成25年3月にかけて愛西市のイチゴ農家である 氏の下でイチゴの栽培技術及び経営全般について研修を受けている。週5日から6日、1日につき約6時間指導を受けているとの事です。農具についてはトラクター1台、畝立機1台、動噴1台を所有しイチゴ経営を始めるにあたり、ビニルハウス15～20aの新設や軽トラックを自己資金で購入する予定です。管理機は研修先である 氏より借り、さらに祖父の土地にある作業場を間借りし、作業を行うとの事です。販売先は祖父の 氏の出荷先である名古屋市熱田市場内(株)山田青果へ出荷・販売を行う予定です。労働力については本人の他、父、母、祖母が年間50日～150日従事する予定です。経営試算は、年間収入 万円、経費 万円、所得 万円を見込んでいます。以上を県普及課が就農計画認定審査にて聞き取りを行っております。

以上9件の申請地及び受人の耕作状況全てを事務局にて確認した結果、農地法第3条第2項各号に該当しない為、許可要件を全て満たしていると思われます。以上です。

会長

只今、事務局より議案第36号6番及び7番を除く9件について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。

(発言なし)  
宜しいでしょうか。

それでは、議案第36号 農地法第3条の規定による許可申請9件について賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)  
有り難うございました。全員賛成ですので許可することに決定します。

それでは、6番及び7番の審議をお願いしますので議席番号8番委員には退席をお願いします。

《議席番号8番委員 退席》

それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局

《事務局説明》(6番及び7番2件の譲渡人住所氏名・譲受人住所氏名・申請地の所在・地目・面積、権利の内容、申請理由を朗読)

以上2件の申請地及び受人の耕作状況全てを事務局にて確認した結果、農地法第3条第2項各号に該当しない為、許可要件を全て満たしていると思われます。以上です。

会長

只今、事務局より議案第36号6番及び7番2件について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。

(発言なし)  
宜しいでしょうか。

それでは、議案第36号 農地法第3条の規定による許可申請2件について賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)  
有り難うございました。全員賛成ですので許可することに決定します。

議席番号8番委員に入ってもらってください。

《議席番号8番委員 着席》

つづきまして議案第37号 農地法第4条の規定による許可申請1件について審議をお願いします。

では事務局より説明をお願いします。

事務局

《事務局説明》

(1番、申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読) 現在、自宅敷地に2台分の駐車スペースを確保していますが、独立した子供達が来た時に駐車スペースが無い為、今回、来客用の駐車スペース1台分を確保する計画でございます。

以上1件につきましては農地法第4条第2項各号に該当しないため許可要件を満たしていると思われまます。以上です。

会長

只今、事務局より議案第37号1件について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。

(発言無し)  
宜しいでしょうか。

それでは議案第37号 農地法第4条の規定による許可1件について賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)  
有り難うございました。全員賛成と言う事で、県へ進達することに決定いたします。

つづきまして議案第38号 農地法第5条の規定による許可申請について審議をお願いしますが、議案番号3番について、議席番号31番委員が総会規則第17条の「議事参与の制限」に該当しますので、3番を除く議案より審議をお願いします。

では事務局より3番を除く8件の説明をお願いします。

事務局

《事務局説明》

(1番、申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読) 現在、賃借アパートに家族4人で居住していますが、手狭な事により分家住宅を建築する計画でございます。

(2番、申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読) 昨年2月に44台分の駐車場を新設したが、駐車場不足のため、現在の駐車場に隣接する申請地へ16台分を確保する計画でございます。

(4番、申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読) 申請地は自社工場に隣接する農地でございます。当初は工場の屋根に設置し売電収入を得て会社経費を削減する計画でしたが、工場の屋根の向きが悪く、架台にも余分な経費がかかるため申請地へ設置する計画でございます。尚、今回の計画で会社全体の電気料の6割を賄えるとの事です。縦1,000mm横1,660mmのパネル280枚を設置し、年間約万kwhの売電を行う計画で、設置費は千円で、約年で完済でき、採算性もあるとのことです。土上面は敷砂利、全体を高さ1,000mmのフェンスで囲う計画でございます。また、青地での太陽光につきましては、県の除外基準に「他の土地で代える事が困難な事」とあり、この要件に当てはまらない事を理由に基本、除外は出来ませんが、今回の案件につきましては農用地の周辺部であり、農業的土地利用に支障が無く、既存工場に隣接し、既存工事の経費削減に寄与する合理的な理由が認められた事により県より一次回答があり今回、農地転用申請が出てまいりました。

(5番、申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読) 昨年、介護施設を開業し、従業員も増え、今般従業員用53台、来客用8台、大型バス用1台、送迎用1台の63台分を確保する計画でございます。

(6番、申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読) 現在は親族所有の店舗併用住宅に家族4人で居住していますが、1階が店舗であり住宅スペースが手狭な事により分家住宅を建築する計画でございます。

(7番、申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読) 現在、賃借住宅に居住していますが、将来を考慮し分家住宅を建築する計画でございます。

(8番、申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読) 現在は妻と子供3人、両親の7人を本家に住んでいますが、大変手狭な事により分家住宅を建築する計画でございます。

(9番、申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読) 自宅へ入る進入路が狭いため、出入りが可能な公道に面する申請地に駐車場2台分を確保する計画でございます。

<p>会長</p>	<p>以上、3番を除く8件につきましては農地法第5条第2項各号に該当しない為許可要件を全て満たしていると思われます。以上でございます。</p> <p>只今、事務局より議案第38号3番を除く8件について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p> <p>(発言無し) 宜しいでしょうか。</p> <p>それでは議案第38号 農地法第5条の規定による許可3番を除く8件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手) 有り難うございました。全員賛成と言う事で、県へ進達することに決定いたします。</p> <p>それでは、3番の審議をお願いしますので議席番号31番委員には退席をお願いします。</p> <p>《議席番号31番委員 退席》</p> <p>それでは、事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>(3番、申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読)現在は妻と子供を妻の実家に残し、静岡に単身赴任していますが、将来を考慮し分家住宅を建築する計画でございます。</p> <p>以上、3番につきましては農地法第5条第2項各号に該当しない為許可要件を全て満たしていると思われます。以上でございます。</p>
<p>会長</p>	<p>只今、事務局より議案第38号3番1件について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p> <p>(発言無し) 宜しいでしょうか。</p> <p>それでは議案第38号 農地法第5条の規定による許可3番1件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手) 有り難うございました。全員賛成と言う事で、県へ進達することに決定いたします。</p> <p>議席番号31番委員に入ってもらってください。</p>

《議席番号 31 番委員 着席》

続きまして、議案第 39 号 贈与税の納税猶予に関する適格者証明願 1 件について事務局から説明をお願いします。

事務局

《事務局説明》(1 番の適格証明者者住所・氏名、証明願の内容、申請地・地目・面積を朗読) 贈与税の納税猶予制度につきましては、農業を営む者が、その農業の用に供している農地の全部を農業後継者に贈与した場合、一定の要件のもとに、その年分の贈与税のうち、農地等の価額に対応する部分の税額、その農地等の贈与者又は受贈者の死亡の日まで納税が猶予されるものでございます。

事務局にて適用を受けるための要件及び現在の耕作状況を調査した結果、証明できるものと思われま

会長

只今、事務局より議案第 39 号 贈与税の納税猶予に関する適格者証明願 1 件の説明させていただきました、何かご質問ございますか。

(発言なし)  
宜しいでしょうか。

それでは、議案第 39 号 贈与税の納税猶予に関する適格者証明願 1 件について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)  
全員賛成と言うことで、当委員会において証明する事に決定いたします。

続きまして、決定第 13 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による当員会の決定についての説明をお願いします。

事務局

《事務局説明》決定第 13 号につきましては、集計概要を報告し説明とさせていただきます。議案番号 1 番から 22 番、全体筆数は 45 筆、面積は 35,489 m<sup>2</sup>でございます。受人は 3 筆、969 m<sup>2</sup>。 2 筆、1,990 m<sup>2</sup>。 4 筆、3,779 m<sup>2</sup>。 1 筆、1,010 m<sup>2</sup>。 7 筆、6,771 m<sup>2</sup>。 15 筆、6,688 m<sup>2</sup>。 1 筆、1,925 m<sup>2</sup>。 5 筆、3,102 m<sup>2</sup>。 7 筆、9,255 m<sup>2</sup>。この 9 方となっています。内容につきましては、作物は水稲、麦、大豆、レンコン、イチゴ、普通畑でございます。新規 28 件、再設定 17 件。契約期間は 2 年 5 年 6 年 10 年。権利内容は賃借権と使用貸借権でございます。以上、集計概要を報告し、説明とさせていただきます。尚、この事案につきましては農業経営基盤法第 18 条第 3 項の各要件を全て満たしていると思われま

会長

只今、事務局より簡略した内容ではございましたが、決定第 13 号について説明をさせていただきました、何かご質問ございますか。

	<p>(発言なし) 宜しいでしょうか。</p> <p>それでは、決定第13号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について、賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手) 有り難うございました。 全員賛成ですので市へ答申する事に決定させていただきます。</p> <p>続きまして、専決報告2件、報告2件について事務局より一括で説明をお願いします。</p> <p>《事務局説明》 (専決報告 農地法第3条の3第1項の規定による届出 1番から6番の届出者住所氏名、申請地・地目・面積、申請内容・権利・取得事由、斡旋希望の有無、を朗読)以上6件の届出がございました。</p> <p>(専決報告 農地法第4条第1項第8号の規定による届出 1番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積・目的・申請理由・証明年月日を朗読)事務局にて現地を確認し、農業用倉庫及び面積につきましては20a未満である事を確認しました。以上1件の届出がございました。</p> <p>(報告 農地法第18条第6項の規定による通知書 1番から4番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積・解約申込日、合意成立日、土地引渡日・申請理由を朗読説明)以上4件の解約の通知がございました。</p> <p>(報告 農地改良届出書 1番から2番の届出者の住所氏名・届出地所在、地目、面積・埋立期間・備考を朗読)以上2件の届出がございました。</p>
<p>事務局</p> <p>会長</p>	<p>只今、専決報告、報告についてご説明させていただきました。これについて何かご質問ございますか。</p> <p>(発言なし) 宜しいでしょうか。</p> <p>それでは、専決報告、報告について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数) 有り難うございました。賛成多数にて可決承認をさせていただきます。</p> <p>これをもちまして、3月定例農業委員会に付託された案件の審議を終了します。</p>

( 終了 午前 9 時 2 9 分 )

続きまして、その他に入らせていただきます。

先月の農地パトロール報告をお願いします。( 八開地区 )

13 番委員

( 1 3 番委員より報告 )

会長

ご苦労様でした。

その他、事務局より報告事項があればお願いします。

事務局

今月の農地パトロールは佐織地区を予定しておりますので、佐織地区の委員の方は、佐織庁舎 2 階 第二委員会室に 3 月 2 5 日 ( 月 ) 午後 1 時 3 0 分お集まり下さい。

次回、定例農業委員会は 4 月 1 9 日 ( 金 ) 午前 9 時より立田庁舎 第一会議室にて開催いたします。

お手元に「農業委員会だより 9 号」を配布させていただきました。4 月広報と同時に全戸配布させていただきます。編集委員長より一言お願いします。

【編集委員長より一言】

ここで「農業委員会だより」につきまして報告をさせていただきます。当委員会が昨年、発行をさせていただきました「第 8 号」が「愛知県代表委員会」とされ、全国農業新聞賞を受ける事となりましたことを報告させていただきます。

次に、ご協力いただいた「利用状況調査」でございますが、事務局にて現地を確認させていただき、皆様方に一覧表を配布させていただきました。一覧表及び今後の事務内容につきましては、渡辺より報告させていただきます。

- ・ 一覧表について
- ・ 今後の事務内容 ( 保全通知 ) について説明

皆様方に「農業委員活動記録カード」を 3 枚ずつ配布させていただきました、地元からの「問い合わせ」「相談」などがありましたら内容を記入していただきますようお願いいたします。尚、この「農業委員活動記録カード」は来年 3 月に「回収」させていただきますので宜しくお願いします。

3 枚では「足りない方は」事務局へ申し出てください。

会長

委員報酬について報告させていただきます。平成24年度下半期分を4月16日に支払う予定をしております。

尚、25年4月からは月額支払いとなりますので、支払日を議会議員と同様に職員に準じて「基本16日」とさせていただきたいと思っておりますので宜しくお願いします。ちなみに4月分は4月16日の予定です。

事務局からは以上でございます。

その他よろしいでしょうか。

(発言なし)

これをもちまして3月定例農業委員会を閉会いたします。

閉 会 (午前9時41分)

上記のとおり会議の経過を記載して、相違ないことを証するため署名する。

平成25年3月21日

会 長 日 永 熙

議事録署名者

議席番号 5番委員 水 谷 怜

議事録署名者

議席番号 6番委員 戸 谷 静 治

